

平成 27 年 11 月 26 日
独立行政法人国民生活センター

消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例等

全国の消費生活センターには、消費者と事業者との間で締結される商品やサービスの契約に関して多数の相談が寄せられており、消費生活相談の現場では各種の法令等に基づき、その被害の救済に取り組んでいます。なかでも消費者契約法（以下、法）は、あらゆる消費者契約を対象として、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項によって被害を受けた消費者の事後救済を可能とするもので、消費者契約にかかわるトラブルを解決する有効な手段として活用されています。

国民生活センター（以下、当センター）では、法に関連する消費生活相談を整理し、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項について、代表例と傾向をまとめています^{（注1）}。また法の施行（2001年4月1日）後は、法に関連する主な裁判例等について収集し情報提供しています。

今回は、一昨年11月公表以降に把握できたものを取りまとめました。

1. 法に関連する消費生活相談の概要

法に関連する消費生活相談として、事業者の「不当な勧誘（4条関連）」と「不当な契約条項（8～10条関連）」の代表的な例とその件数について、直近3年分を以下にまとめました〔表1〕。

（1）不当な勧誘（4条関連）

「販売方法」に関する相談のうち、代表的な販売手口等を挙げています。このうち、「(1)消費者を誤認させる勧誘」では、「虚偽説明」が36,840件（2014年度。以下同じ）となっています。相談件数が前年度に比べ減少していますが、これは、2013年度に数多く寄せられていた「健康食品の送り付け商法」に関する相談が、減少したことによるものと考えられます。

「説明不足」は46,376件、「サイドビジネス商法」は9,149件となっていますが、これらは主に事業者のセールストークに問題のあったものです。また、「販売目的隠匿」が13,320件、「無料商法」が31,125件、「点検商法」が5,705件、「身分詐称」が20,957件となっていますが、これらは主に勧誘の入り口の段階で消費者を誤認させる手口です。「身分詐称」の相談件数は前年度に比べ約2倍となっており、なかでも国民生活センターなどの公的機関をかたる電話や封書の送付についての相談は急増しています。

「(2)消費者を困惑させる勧誘」では、「強引・強迫」行為に関する相談件数が多く、55,149件でした。「(3)その他不適切な勧誘」では、「二次被害」が12,360件、「次々販売」が7,689件、「判断能力に問題のある人の契約」が9,017件となっています。

（注1）法における不当行為については本資料14ページ参照。

〔表1〕法に関連する消費生活相談*の概要

年度		2012年度		2013年度		2014年度		備考	
相談総件数		860,799		940,021		959,393			
「販売方法」に関する相談件数		407,420	(47.3%)	472,305	(50.2%)	497,511	(51.9%)		
「契約・解約」に関する相談件数		607,295	(70.6%)	663,760	(70.6%)	698,043	(72.8%)		
不当な勧誘 (4条関連)	代表的な販売手口等	(1)消費者を誤認させる勧誘: 消費者契約法の不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知となるような販売手口の問題を含む相談。							
		虚偽説明	32,598	(8.0%)	41,479	(8.8%)	36,840	(7.4%)	虚偽の説明により誤認した相談など。虚偽の説明があった場合でも、他に具体的な手口がわかっているものは含まれない。架空・不当請求の相談は除外。
		説明不足	38,405	(9.4%)	41,047	(8.7%)	46,376	(9.3%)	勧誘の際の説明不足が原因で誤認した相談など。クレーム処理の際の説明不足も含む。
		サイドビジネス商法	8,268	(2.0%)	7,813	(1.7%)	9,149	(1.8%)	「内職・副業(サイドビジネス)になる」「脱サラできる」などをセールストークにした手口により誤認した相談など。
		販売目的隠匿	11,982	(2.9%)	12,778	(2.7%)	13,320	(2.7%)	販売目的を隠した勧誘により誤認した相談など。アポイントメントセールスを含む。
		無料商法	25,570	(6.3%)	29,567	(6.3%)	31,125	(6.3%)	「無料サービス」「無料招待」「無料体験」など「無料」であることを強調した手口により誤認した相談など。
		点検商法	5,302	(1.3%)	6,083	(1.3%)	5,705	(1.1%)	「点検に来た」と来訪し、「水質に問題がある」「ふとんにダニがいる」など事実と異なることを言う手口により誤認した相談など。
		身分詐称	6,179	(1.5%)	11,219	(2.4%)	20,957	(4.2%)	販売員が公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように思わせる手口により誤認した相談など。
		(2)消費者を困惑させる勧誘: 消費者契約法の不返去、返去妨害となるような販売手口の問題を含む相談。							
		強引・強迫	60,984	(15.0%)	68,579	(14.5%)	55,149	(11.1%)	強引・強迫行為により困惑した相談など。クレーム処理の際の行為等や電話による勧誘も含む。架空・不当請求の相談は除外。
		長時間勧誘	3,831	(0.9%)	3,681	(0.8%)	3,541	(0.7%)	長時間にわたる勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
		夜間勧誘	1,740	(0.4%)	1,763	(0.4%)	2,122	(0.4%)	夜間の勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
		(3)その他不適切な勧誘: ただちに現行の消費者契約法の対象とはならないが、不適切な勧誘として議論される販売方法の問題を含む相談。							
	二次被害	14,639	(3.6%)	12,135	(2.6%)	12,360	(2.5%)	一度被害にあった人を再び勧誘して、二次的な被害を与える手口。	
	次々販売	8,729	(2.1%)	8,696	(1.8%)	7,689	(1.5%)	一人の者に次々と契約をさせるような手口。勧誘を断れない消費者につけ込んで、不必要とも思える商品を購入させる相談など。	
	判断能力に問題のある人の契約	8,725	(2.1%)	10,268	(2.2%)	9,017	(1.8%)	何らかの理由によって十分な判断ができない者の契約であることが問題となっている相談。いわゆる適合性原則に関連した相談など。	
不当な契約条項 (8~10条関連)	関連する相談の内容	解約料	28,973	(4.8%)	30,682	(4.6%)	35,889	(5.1%)	契約の解除に伴う不当な損害賠償額の請求を定めた条項についての相談を含む、解約料に関する相談全般。
		遅延金	6,423	(1.1%)	6,041	(0.9%)	6,026	(0.9%)	金銭の支払いが遅延した場合の不当な損害賠償金を定めた条項についての相談を含む、債務の履行が遅れたことによる損害賠償金(遅延金、遅延損害金、遅延利息等)に関する相談全般。
		保証金等	16,373	(2.7%)	16,519	(2.5%)	15,693	(2.2%)	不動産賃貸借で、原状回復費用を不当に消費者に負担させることを定めた条項についての相談を含む、債務者が契約時に予め債権者等に対して預ける金銭(手付金、敷金、礼金、内金など)に関する相談全般。

* () 内の数値は、割合(%)。「販売方法」に関する相談、「契約・解約」に関する相談は相談総件数のうちの割合。「不当な勧誘(4条関連)」は、「販売方法」に関する相談のうちの割合。「不当な契約条項(8~10条関連)」は、「契約・解約」に関する相談のうちの割合。

* 不当な勧誘(4条関連)については、「販売方法」に関する相談のうち「代表的な販売手口等」を、不当な契約条項(8~10条関連)については「契約・解約」に関する相談のうち「(不当条項に)関連する相談の内容」を記載。

* 「販売方法」、「契約・解約」は複数回答項目。また、「代表的な販売手口等」と「関連する相談の内容」の各項目も、すべて複数回答項目。

* 不当な勧誘(4条関連)及び不当な契約条項(8~10条関連)の各項目は、消費者契約法の対象となる相談を含むものですが、すべてが同法の対象となる相談ではありません。

* データは2015年9月末日までのPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)^(注2)登録分。

(注2) PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

(2) 不当な契約条項 (8~10 条関連)

「契約・解約」に関する相談のうち、不当条項に関連する相談の内容を挙げています。法 9 条 1 号に関連する「解約料」に関する相談は 35,889 件、9 条 2 号に関連する「遅延金」に関する相談は 6,026 件、10 条に関連する「保証金等」の相談は 15,693 件となっています。

2. 法に関連する主な裁判例等

当センターが法の施行後 2015 年 9 月末日までに把握した、法に関連する主な裁判例等は 344 件です。〔表 2〕に、2013 年 11 月 21 日に公表した「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例」以降に把握した 40 件の判決等を掲載しました。

40 件の内容を見ると、「不当な勧誘 (4 条)」関連の判決が 17 件、「不当な契約条項 (8~10 条)」関連の判決が 10 件、適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が 8 件、上告不受理決定が 5 件でした。

(1) 不当な勧誘 (4 条) 関連の判決〔表 2 (1)〕

表 2 (1) に挙げた 17 件のうち、5 件 (表中 8、9、11、12、15) が、金融商品の取引に関連する契約の取り消し等を求めた事案ですが、いずれも法 4 条による取り消しは否定されています。

また、消費者金融業者との間で締結した金銭消費貸借契約につき、いわゆる過払い金の返還請求を行った事案が 3 件 (表中 1、4、13) ありましたが、その中で、消費者金融業者と消費者が締結した和解契約につき、法 4 条による取り消しが認められるかどうかについては、3 件中 1 件 (表中 13) についてのみ認められました。

最近の傾向として、法 4 条による契約の取り消しが認められる事案は少ないといえます。

(2) 不当な契約条項 (8~10 条) 関連の判決〔表 2 (2)〕

表 2 (2) に挙げた 10 件のうち、2 件が不動産賃貸借に関する事案 (表中 2、9) でした。いずれも、賃貸業者が原告として提起した訴訟で、借借人である消費者側が被告となりました。そのうち、敷引特約について争われた事案 (表中 9) は、法 10 条に反すると判断されました。

また、消費者団体訴訟により差止請求がなされた冠婚葬祭互助会について、訴訟が消費者側から複数件提起され (表中 8、10)、解約手数料に関する条項のうち、業者の平均的損害を上回る部分について、法 9 条 1 号に反し無効であるという、消費者団体訴訟と同趣旨の判決が出されています。

(3) 消費者団体訴訟〔表 2 (3)〕

適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が地裁で 4 件、高裁で 4 件ありました。

表 2 (3) では、2013 年 10 月以降の 13 件について記載しています。そのうち、不動産賃貸借の解約条項に関する事案 (表中 1 と 11)、結婚式場のキャンセル料条項に関する事案が 2 例 (表中 2 と 10、4 と 9 と 13)、有料老人ホームの返還金条項に関する事案 (表中 6 と 12) は同一業者についての一連の判決です。

消費者団体訴訟は、事業者の不当な勧誘行為、不当な契約条項等について、一定の要件の下に、適格消費者団体が差止訴訟を提起することができるという制度です（法3章、特定商取引法5章の2、景品表示法10条、食品表示法11条）。

制度施行（2007年6月）^{（注3）}後2015年9月末日までに当センターが把握した法に基づく消費者団体訴訟の判決37件のうち、適格消費者団体の請求を認めたものは13件（うち2件は全部認容）です。

以下に、今回収集した消費者団体訴訟の中から2例の概要を紹介します。

①大学受験予備校（以下、予備校）が定める「一定期間が経過した後在学契約が解除された場合には、予備校は学費や講習会費等を全額返還しない」旨の不返還条項（以下、不返還条項）について、契約解除後のサービスが提供されない期間の学費や講習会費などを返還しない部分は法9条1号に反して無効であるとして、消費者団体が差止請求をしました。裁判所は、法9条1号に反しており無効であるとして、不返還条項による意思表示等の差止などの消費者団体の請求を全部認容しました（表中3）。

②携帯電話利用サービスに関する契約のうち、契約期間を2年間とする定期契約における解約金条項^{（注4）}について、法9条1号及び10条に反しているとして複数件の差止請求がなされ、高等裁判所において3件の判決が出されました（大阪高裁平成24年12月7日判決、大阪高裁平成25年3月29日判決、大阪高裁平成25年7月11日判決）。

裁判所は、法9条1号にいう「平均的損害」の額を算定した上で、解約金条項に基づいて消費者が支払わなければならない金額が平均的損害額を下回っていると判断し、法9条1号には反しないとしました。また、解約金条項は、社会通念上著しい長期間にわたって解約を制限するものではないことなどを理由に、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であるとはいえず、法10条にも反しないとしました。

これらの判決については、いずれも最高裁判所において上告不受理決定がなされ、上記控訴審判決が確定しました（表中7）。

3. 情報提供先

消費者庁 消費者教育・地方協力課

消費者庁 消費者制度課

内閣府 消費者委員会事務局

^{（注3）} 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）に基づく消費者団体訴訟の制度は2009年4月1日施行、特定商取引法（特定商取引に関する法律）に基づく消費者団体訴訟の制度は2009年12月1日施行、食品表示法に基づく消費者団体訴訟の制度は2015年4月1日施行です。

^{（注4）} 基本使用料金が通常の契約より割引かれるが、契約期間内に解約する場合には業者に対して解約金を支払う旨の契約条項のこと。

〔表2〕消費者契約法に関連する主な裁判例

(1) 不当な勧誘(4条) 関連

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	東京地裁平成25年3月8日判決	貸金業者である被告及び訴外会社との間で借入と弁済を繰り返してきた原告が、訴外会社から貸金債務の譲渡を受けた被告に対して、一連の取引経過を利息制限法所定の制限利率の範囲内で充当計算することにより発生した過払金の返還を請求した。なお、被告と原告とは和解契約を締結しており、被告は、和解契約をもって原告の過払金返還請求権は消滅したと主張した。原告は、和解契約について、和解することにより債務が0になることを告げ、過払金返還請求権が消滅することを故意に告げなかったとして、法4条2項により取り消す旨の意思表示を行った。	消費者契約法については法7条1項の取消権の消滅時効が成立しているとして否定した。原告の過払金返還請求権についても、原告と被告の間でなされた和解契約が有効であるなどとして、原告の請求を棄却した。
2	東京地裁平成25年4月8日判決	原告が、被告の従業員から、競馬予想自動購入ソフト(以下、本件ソフト)を使えば収支がマイナスになることはなく少なくとも毎月2、3万円、うまくいけば月額10万円の利益が出るとの説明を信じ、本件ソフトを購入したとして、詐欺および法4条による取消しを主張し、被告について民法709条、715条に基づく損害賠償請求をし、被告の従業員について会社法429条に基づく損害賠償を請求した。	原告は、本件契約の契約書に本件ソフトは必ず利益があがることを保証するものでない旨の記載があることを認識して本件契約を締結しており、本件契約締結当時の原告の年齢や就職している事実を照らすと、仮に本件契約締結に至る経過が原告の供述の通りであったとしても、原告が本件商品を利用すれば必ず利益があがり、その額は少なくとも毎月2、3万円、多いときは月額10万円を超えるものであると信じて本件契約を締結したとは認めがたいとして、原告の請求をいずれも棄却した。
3	東京地裁平成25年4月11日判決	ゴルフ会員権の売買等を業とする原告が、被告に対し、被告が保有していたAゴルフクラブの個人正会員資格付き無議決権優先株式(以下、本件会員権)の売却に関する契約を原告との間で締結したにもかかわらず、同契約に反してその履行を拒絶したとして、同契約の違約条項に基づき違約金等の支払いを求めた。被告は、Aゴルフクラブの株式譲渡にゴルフ会員権販売業者が関与した場合には、株式会社Aゴルフクラブの取締役会の承認およびAゴルフクラブの理事会の承認が必要であるにもかかわらず、ゴルフクラブ会員権販売業者へ譲渡できるようになったなどと事実と異なる説明を行ったとして、本件契約を法4条1項1号に基づき取消すと主張した。	本件契約において、ゴルフ会員権販売業者が個人正会員資格付き無議決権優先株式の譲渡に関与した場合に株式会社Aゴルフクラブの取締役会の承認およびAゴルフクラブの理事会の承認が得られるか否かは、本件契約の目的である本件会員権の質に関する事項とはいえず、その他法4条4項各号に規定する事項にも該当しないため法にいう重要事項とはいえないとした。また、株式会社Aゴルフクラブ及びAゴルフクラブにおける承認の基準が必ずしも明確でなく、原告の従業員による説明内容が事実と異なるとはいえない、として法4条1項による取消しを認めなかった。
4	東京地裁平成25年5月8日判決	原告が、貸金業者である被告との間で、継続的に金銭の借入れ及び弁済を繰り返す取引を行ったが、弁済金のうち利息制限法所定の制限利率を超える部分を元本に充当すれば、過払金が生じていると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金等の支払いを求めた。なお、原告と被告とは和解契約(以下、本件和解契約)を締結しており、原告は、本件和解契約は強行法規である利息制限法に反すると主張した。さらに、原告は、被告が和解契約書を一方的に送付し契約を締結するよう勧誘したものであり、また、原告の残債務額が和解契約書に記載された額よりも低額であったことを被告が認識しながらあえて原告にこれを告げなかったとして、法4条1項1号に基づき本件和解契約を取消すと主張した。	本件和解契約が強行法規に違反し無効であるということではできないとした。また、原告が被告に対し、本件取引に係る返済額の減額等を要望したところ、被告から返済額の減額等の変更が提案され、原告がこの提案を了承し契約締結に至ったことが認められ、本件和解契約の締結については、被告からの勧誘があったということではできない。本件取引について利息制限法1条所定の利率に基づいて計算した残債務額を告知しなかったとしても、このことから直ちに被告が原告に対し、重要事項について事実と異なることを告げたとは認められないとして、法4条1項による取消しを認めなかった。
5	京都地裁平成25年5月23日判決	16歳の子(X2)が父親(X1)の財布からクレジットカードを盗み出し、そのクレジットカードを利用して風俗営業店で遊興した場合、父親がカード利用代金を支払う義務を負うか、当該風俗営業店での接客契約が法的に有効なものかどうか争われた。X1らは、各接客契約の未成年取消し、公序良俗違反による無効、風俗営業店らの法4条1項1号に反した虚偽告知に基づく取消し、カード会社の請求の信義則違反などを主張した。	子の行為は詐術には当たらないとして、未成年取消しを認めた。また、健全な風俗を害すること、異常な高額を請求する暴利行為であることから、公序良俗違反を認め、各契約は無効であるとした。法4条1項1号による請求に関しては、各契約と立替払契約は別個のものであり、カード会社とカード会員でないX2との間では個別の立替払契約は成立しないため、取り消すべき契約自体が存在しないとして、請求自体が失当とした。

6	東京地裁平成25年5月29日判決	原告が、所有する土地1につき、被告Aの代表者A1の勧誘により売買契約名下に所有権移転登記手続をした結果、時価よりも相当低い対価しか受領できなかったとして、本件売買契約は、詐欺取消し、錯誤、公序良俗違反等によって無効であるなどと主張し、土地所有権に基づき、被告A及び被告Aから土地1を取得して所有権移転登記手続を受けた被告B・C、被告Bから土地1分筆後の土地を取得して所有権移転登記手続を受けた被告Dに対し、各所有権移転登記の抹消登記手続等を、被告A及びA1に対し、被告A1の行為が不法行為に当たるとして民法709条及び会社法429条1項に基づき、損害賠償等を求めた。また、本件売買契約の締結にあたり、売買契約の本質的な重要事項である売買代金について、形式的に1100万円にするだけであって、真実の売買代金は1100万円ではない旨の事実と異なることを告げ、本件売買契約を締結させたものであるから、被告Aの行為は法4条1項1号の不実告知に該当すると主張した。	原告と被告Aとの間で、土地1の売買については意思表示の合致があったと認めた。被告が欺罔行為を働いた等の原告の主張は、それを裏付ける客観的かつ的確な証拠がなく、一般通常人であれば疑問を抱くような欺罔手段を用いて金員の騙取行為に及ぶことは容易に考えがたい。原告は、被告Aに疑問点をたずさずことなく、何ら疑問に感じないまま本件売買契約書に署名押印した旨供述しているが、原告は、経済的合理性のない取引に安易に応じるような人物ではなく、通常理解力や判断力に欠ける状況にはなかったことが認められる。したがって、法4条1項1号に係る事実も認められないとして、取消しを否定した。その他、錯誤無効、公序良俗違反等の主張についても認めず、原告の請求を棄却した。
7	東京地裁平成25年5月31日判決	原告が、被告会社Aから金銭を借りる際に、借入額と同額の3400万円分の範囲で原告の所有不動産を担保として提供したところ、Aが自らのために極度額8000万円の根抵当権設定登記をし、Aが被告会社Bから金銭を借りる際にBに対して根抵当権を一部譲渡したため、原告が、根抵当権の行使を回避するため、Aに代わってBに約5000万円を代位弁済せざるを得なくなった。原告は、3400万円を超える部分の根抵当権設定契約とそれに基づく根抵当権一部譲渡契約について錯誤により無効と主張した。併せて、法4条2項により根抵当権一部譲渡契約を取り消したと主張して、第一に、Aの代表取締役に対し貸金返還請求権または物上保証人の主債務者に対する求償権の一部として、100万円と遅延損害金、第二にBに対し不当利得返還請求権または不法行為責任に基づいて1000万円と遅延損害金の支払いを求めた。	原告は極度額8000万円の根抵当権設定契約に署名押印しており、複数の発問など、口頭でのやり取りをしたうえで原告の了解を得ていたとして、錯誤無効を認めなかった。また、法4条2項に基づいた誤認も同様に認めなかった。ただ、求償権の一部としての100万円の請求については認容した。
8	東京地裁平成25年7月3日判決	原告は、証券業者である被告の従業員が原告に仕組債取引を勧誘する際、適合性原則に反し、説明義務を尽くさずに原告に仕組債取引を行わせ、多額の損失を負わせたのは不法行為に当たると主張し損害賠償を請求した。また、仕組債の購入契約は不実告知によるものであって法4条1項1号により取消すことができるとして不当利得に基づく代金の返還請求を選択的に主張した。	被告従業員が本件各金融商品購入を勧誘する際に行った説明は、各金融商品のリスク等について正しく理解させるものとは言い難く、説明義務に違反しているとしたが、原告にもリスクへの誤解につき過失があったとして、7割の過失相殺を相当とした。また、本件各金融商品において、事実と異なる説明をしたとは認められないとして、法4条1項1号による取消しは否定した。
9	東京地裁平成25年8月28日判決	保険会社である被告の従業員が顧客に変額個人年金保険契約の締結を勧誘した際、4年間で6000万円の運用利益を確約したほか、中途解約しても払込保険料相当額の返還が保証されている等の不実の説明をしたと主張し、被告に対しては不法行為に基づき払込保険料相当額の損害賠償を請求し、被告の従業員に対しては各保険契約の錯誤無効または詐欺もしくは法による取消しに基づく原状回復請求権あるいは保険業法283条の損害賠償請求権に基づき払込保険料相当額の支払いを請求した。	運用利益を確約したなどの各保険契約の取消し事由、無効事由および解除事由の存在は否定され、適合性原則違反、説明義務違反も否定された。
10	東京地裁平成25年11月29日判決	原告が所有する建物のリフォーム工事に關し、施主である原告が、請負人である被告に対し、瑕疵担保責任及び不法行為責任に基づき、補修費用等の支払いを求めた。原告は、内装下地材を木材からLGSに変更したことが約定違反の瑕疵に当たり、変更の合意は法10条に反し無効であると主張した。	内装下地材にLGSを使用することによる断熱上の不利益は通常、内装下地材の選択について影響を及ぼす重大なものとはいえず法4条2項の重要事項に該当しないとされた。変更の合意は信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するとは言えないなどとして、法4条2項、法10条のいずれも否定した上で、瑕疵にも該当しないとされた。その他の瑕疵に関する主張については、一部については除斥期間が経過しており、その余は瑕疵に該当しないと、請求を棄却した。

11	東京地裁平成26年3月11日判決	<p>会社の取締役である原告が、被告Aに委託する毎月分配型投資信託を被告Bに勧誘されたことに関して、投資信託が収益を出し続けていると説明する一方で元本の払い戻しが投資信託の配当に含まれていることを説明しなかったことなどに関して法4条2項の不利益事実の不告知による取消しを主張した。また、詐欺、錯誤、目論見書の虚偽記載や説明義務違反があったとして、不当利得返還または債務不履行や不当利得に基づく損害賠償を請求した。</p>	<p>元本の払戻しは投資信託の購入前後の状態に不利益を生むものではないとして、法4条2項の不利益事実の不告知を認めなかった。詐欺に関しては、証拠が見当たらないとした。錯誤に関しては、原告の主張は動機の錯誤に当たり、動機が被告らに表示されたとは言えないとして否定した。ただし、説明義務違反に関しては、被告AB双方が原告に対して共同不法行為を負うとした。(過失相殺5割)</p>
12	東京地裁平成26年6月3日判決	<p>原告が、被告に対し、保有していた会社Aの債券の売却委託並びに購入後会社更生手続きをした会社Bの債券の購入委託に関して、錯誤無効または法4条1項1号及び2号、4条2項による取消しに基づいて不当利得返還請求を行った。併せて、説明義務違反の不法行為や適合性原則違反による損害賠償請求も行った。原告は、被告の「国が会社Bに資金を入れているから、つぶれることはない」との説明で債券の安全性を誤認したと主張した。</p>	<p>会社Bの業績が赤字であることなど、経営状況を説明しており、原告も高利回りに関心を持って購入をしているとして、錯誤無効を認めなかった。また、法4条による請求に関しては、倒産リスクを説明していたことや断定的表現をした事実が認められないことから、同様に請求に理由がないとした。適合性原則違反に関しては、原告の投資経験などから認めなかった。</p>
13	東京地裁平成26年10月28日判決	<p>原告が貸金業者である被告と交わした金銭消費貸借取引について過払金が生じているとして、過払金の支払いを求めた事案の控訴審。原審では原告の主張を認容した。原告は、取引期間中に結んだ「和解契約書」(原告に支払い義務のある金額、その他一切の債権債務の不存在を確認する内容)による契約の経緯が、原告の過払金返還請求の余地を奪うような不利益事実の不告知にあたり、和解契約は無効であると主張した。</p>	<p>法第4条2項により和解契約の承諾の意思表示を取り消すことができるとし、過払金返還請求を認容した。</p>
14	東京地裁平成26年10月30日判決	<p>結婚紹介所のウェブサイトに登録した原告が、そのサイトを通して知り合った被告Aから投資用マンションの購入を勧められ、不動産業者から投資用マンションを購入するとともに、被告銀行と金銭消費貸借契約(以下、本件消費貸借契約)を締結したことについて、被告Aに対し、恋愛心理を逆手にとった悪質な勧誘行為によって売買契約を締結するに至ったなどとして不法行為に基づく損害賠償を求めた。被告銀行に対して、主位的に、本件消費貸借契約について法4条1項1号または4条2項による取消し、または公序良俗に反し無効であるなどと主張し、本件消費貸借契約に基づく貸付金の返還債務が存在しないことの確認を求め、予備的に、信義則上の説明義務違反があると主張し、不法行為に基づく損害賠償の支払いを求めた。また、被告銀行とマンションの売主とはきわめて密接な関係があり、被告Aらは法5条1項にいう本件消費貸借契約の締結について媒介をすることの委託を受けた第三者に該当すると主張した。</p>	<p>被告Aは、当初から、不動産業者と提携して投資適格の低いマンションの購入を勧誘する目的でウェブサイトに登録後、原告に近付き、財産的利益に関する十分な意思決定の機会を奪ったのみならず、原告の交際や結婚への願望を利用し、投資適格の低いマンションの購入を決意させており、信義誠実の原則に著しく違反するとして、慰謝料の請求を認めた(20万円)。ただし、本件消費貸借契約については、将来の返済額の変動可能性や月々2万円の返済が必要であることなどについて原告に説明されているというべきであるとして、法4条による契約の取消しや公序良俗違反は認めなかった。また、被告銀行が、被告Aらと密接な関係をもって原告に本件取引を実行させるよう共同して働きかけていたことや、本件消費貸借契約について被告銀行が被告Aらに契約の媒介を委託していたことは認められないとした。</p>
15	東京地裁平成26年11月26日判決	<p>生命保険相互会社である被告との間で生命保険契約を締結していた原告A、Bが、原契約の一部について主契約を保険ファンド契約とする新契約に転換する契約を締結したことにつき、原告らには錯誤があったため各転換契約は無効であると主張し、あるいは、被告担当者による詐欺または法4条1項の重要事項の不告知を理由として各転換契約を取り消したと主張して、被告との間で、原告らが原契約における各保険契約の地位を有することの確認を求めた。</p>	<p>各転換契約に係る原告らの意思表示が錯誤により無効であるとは認められず、被告担当者による転換契約についての説明・勧誘が詐欺ないし重要事項の不告知にあたるとは認められないとした。</p>

16	東京地裁平成26年11月28日判決	<p>バングラデシュ国籍の親族のためにその在留資格の変更等の手続きを行政書士である被告に依頼した原告が、不可能な解決策を被告が可能であるかのように提示し着手金を詐取したとして不法行為に基づく損害賠償を請求するとともに、重要事項について事実と異なることを告げたとして法4条1項1号に基づく取消しを主張し、着手金の返還を求めた。一方、被告は、原告の主張により名誉が毀損されたとして不法行為に基づく損害賠償を求め反訴した。</p>	<p>法4条1項1号に該当するとして取消を認めた。また、いったん支払われた金員は返金しない旨の返金免除条項は法10条により無効であるとした。</p>
17	札幌高裁平成26年12月18日判決	<p>個別信用購入あっせんを業とする控訴人が、加盟店契約を締結していた販売店から商品を購入しその購入代金の支払いにつき控訴人と立替払い契約を締結した被控訴人らに対し、各立替払い契約にもとづき未払い金等の支払いを求めた。原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人が控訴していた。</p>	<p>販売店がローンが組めない高齢者等の人助けのための契約締結であること、高齢者等との売買契約や引き渡しは実在していることを被控訴人らに告げたことにつき、それらは名義貸しという違法行為をする動機の一つではあるが、法4条4号にいう重要事項には該当しないとされた。また、販売店が被控訴人らの自宅や職場から退去しなかったこと等により、困惑して契約を締結した事実は認められないとして、4条1項1号、4条3項の適用はないとした。地裁判決を取消し、控訴人の請求をすべて認容した。また、法5条の適用についても否定した。</p>

(2) 不当な契約条項 (8~10条) 関連

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	東京地裁平成25年6月4日判決	原告が、貸金業者である被告との間で、継続的に金銭の借入れ及び弁済を繰り返す取引を行ったが、弁済金のうち利息制限法所定の制限利率を超える部分を元本に充当すれば、過払金が生じていると主張して、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金等の支払いを求めた。なお、原告と被告とは和解契約を締結しており、原告は、本件和解契約について、公序良俗違反による無効、錯誤無効、法10条に反し無効であると主張した。また、原告は、被告が引き直し計算後の借入金債務の額という重要事項について事実と異なることを告げ、または原告の不利益になる事実を故意に告げなかったとして、法4条1項1号または4条2項により本件和解契約を取消すと主張した。	本件和解契約の公序良俗違反、錯誤無効についていずれも否定した。また、本件和解契約は、原告被告間の金銭消費貸借契約により定められた約定利率によって算出された原告の借入金債務を原告がみなし弁済の適用の有無を問題とすることなく確認し、他方で、被告が金銭消費貸借契約に規定された利息の支払いを免除した上、約定の割賦弁済金額を減額するとの内容であることからすれば、本件和解契約は法10条の要件に該当しないとされた。また、被告が原告に対し、引き直し計算後の借入金債務の額について事実と異なる説明をしていた証拠はなく、被告が原告に引き直し計算後の借入金債務の額を告げなかったからといって、重要事項について事実と異なることを告げ、または不利益になる事実を故意に告げなかったということもできないとして、法4条1項1号、4条2項についても否定し、原告の請求を棄却した。
2	東京地裁平成25年6月25日判決	原告(建物賃貸業者)が、被告B(住民)に対し、債務不履行を原因として賃貸借契約を解除した事例で、被告Bに対して建物の明渡しを求め、Bの連帯保証人である被告Cに対しては未払賃料や光熱費などの諸費用、違約金、賃料相当損害金の支払いを求めた。被告らは、主張の中で、1日当たりの賃料相当損害金が高額で、被告らに著しく不利益を与えるものであり法9条、10条によって無効だと主張した。	賃貸借契約は解除されており、違約金に関する合意は公序良俗違反とは言えないとした。また、賃料相当損害金の合意は不合理とは言えず、法9条や10条に反しないとされた。
3	大阪地裁平成25年7月3日判決	原告(控訴人)は、ペットホテルや老犬ホーム事業を営む被告(被控訴人)との間で、ビーグル犬を預かり、終身にわたって毎日の食事・散歩、定期的なシャンプー及びグルーミングを行うことを内容とする終身預かり契約を締結した。その後、体調の悪化したビーグル犬を原告が自宅へ連れ帰り、契約を解除するとともに支払った代金の返金を求めた。被告は、契約締結後には支払い済の代金を返金しない旨の非返金条項をもとに返金を拒否したため、原告が、返金を求めるとともに、非返金条項は法9条、10条に反する旨主張した。	本件代金は、ビーグル犬の世話というサービスの提供の対価であり、準委任契約の性質を有しているから、合意解除または法定解除がなされた場合は、将来に向かって効力を失い、既に世話を受けて履行された分を除いた代金は不当利得となり返還義務を負うとした。本件においては、原告が被告に対し解除の意思表示を行い、契約は解除され将来に向かって効力を失ったものと認められる。また、非返金条項は、終身預かり契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金の定めにあたるものであり、平均的損害を超える部分について法9条1号に基づき無効であるとした。なお、非返金条項は法10条には反しないとされた。
4	東京地裁平成25年10月25日判決	被告が主催し、販売したオペラ公演の前売りチケットにつき、チケットの販売に際し、主催者として大々的に宣伝されていたオペラ歌手が出演をキャンセルした。購入者である原告らは、出演者の変更を理由とするチケットの払い戻しを認めない旨の契約条項(以下、本件条項)にかかわらず、払い戻しが認められるべきであると主張し、チケット購入契約の解除による原状回復請求権、または、法4条2項に基づく取り消しあるいは錯誤無効による不当利得返還請求権に基づいて、チケット購入代金の返還を求めた。	本件公演への出演をオペラ歌手がキャンセルしたことにつき、被告の責めに帰すべき事情はなく、オペラ歌手が出演しないことがやむを得ないというべき特段の事情が認められるから、被告は、本件条項により、合理的な裁量による選択肢の範囲内でその配役を変更することができ、その反面、原告らがそのような変更がなされたことを理由として本件契約を解除することは制限されるとした。また、オペラ歌手のキャンセルは債務の不完全履行となること、これについては被告に帰責性がなく、原告らはこれを理由に本件契約を解除することはできない。本件条項の有無にかかわらず、原告らは債務不履行に基づく本件契約の解除をすることはできないのであって、債務不履行解除が制限されることを理由に、本件条項が法10条に反するという主張は認められないとした。法4条2項による契約の取消しについても、本件公演にオペラ歌手が出演することにつき、被告によって断定的判断が提供されたと認めることはできず、原告らがオペラ歌手の出演が確実であるとの誤認をしたと認めるに足りない、として原告の請求を棄却した。
5	東京地裁平成26年1月14日判決	アメリカ合衆国ネバダ州法人である被告は、診療報酬請求債権(MARS)の購入及び回収事業を行い、得た利益の配当と約定の満期到来後に出資金を返還するという内容の金融商品を原告らに販売した。原告は、被告に対し、約定の満期が到来したとして出資金の返還を求めた。契約書には、準拠法はアメリカ合衆国法及びネバダ州法であり、専属的合意管轄裁判所はアメリカ合衆国ネバダ州裁判所である旨の記載があったことから、原告は、本件管轄合意は法10条に反し無効であるとし、本件については日本の裁判所に管轄権があると主張した。	本件は、約定の満期の到来を理由とする金融商品取引契約に基づく出資金の返還であるから、本件訴訟は日本の裁判権に専属的に服するものではなく、また、被告はアメリカ合衆国ネバダ州一般会社法を準拠法として設立された同州に本店を置く会社であることから、アメリカ合衆国ネバダ州裁判所に土地管轄があることは明らかであり、アメリカ合衆国ネバダ州裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所と指定する国際的専属的裁判管轄の合意は原則として有効であると認めた。本件管轄合意は、信義則に反して原告らの利益を一方的に害するものとはいえず、法10条に反しないとされた。原告らと被告との間に情報及び資力等の格差があることや、負担の増大が避けられないなどの原告の主張を十分に考慮しても、本件管轄合意が公序法に違反し、無効となるとはいえないとして、訴えを却下した。

6	東京地裁平成26年2月4日判決	別荘地を管理している原告が、同土地内に土地や建物を所有する被告らに対し、未払管理料を請求した。未払いに至ったきっかけは、原告が被告らに告げず管理料を値上げしたことだった。管理料の値上げが認められるのか、別荘地の管理契約が準委任契約に当たり民法651条に基づく解除ができるのか、管理費の請求権の消滅時効が完成したかが争点だった。なお、管理委任契約が双方ともに自由に解約できるかどうかについての主張の中で、被告は、管理委任契約の解除を認めないことは法10条違反に当たると主張した。	値上げの是非については、管理のために不可欠なもので、値上げが可能と認めた。また、管理委任契約に関しては民法651条に基づいた解除は出来ないとした。また、管理費は別荘地の管理のために不可欠なものであるから、管理委任契約が個別に解除できないからといって法10条に反するとはいえないとした。加えて、一部の管理費請求権については消滅時効が完成したと判断した。
7	名古屋高裁平成26年8月7日判決	控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人が運営する老人ホーム(以下、本件施設)について、被控訴人との間で締結した入居契約(以下、本件入居契約)における入居一時金の返還金に関する条項等が公序良俗に反し、または法10条により無効であると主張し、不当利得返還請求権に基づき、本件入居契約締結時に支払った入居一時金の一部返還を求めた。原審は、控訴人の請求を棄却した。控訴人は、控訴審において請求の趣旨を減縮し(1)控訴人の母が死亡した際の入居一時金の返還につき、本件入居契約の入居一時金の返還に関する合意が公序良俗に反し、または法10条により無効である、(2)控訴人の父が死亡した際の入居一時金の返還につき、①父が本件施設内の居室を転居する際に締結した転居契約が錯誤無効、詐欺または法4条1項により取消しうること、転居契約が公序良俗に反し、または法10条により無効であること②本件入居契約の入居一時金の返還に関する合意が公序良俗に反し、または法10条により無効である、などと主張した。	入居一時金の初期償却条項自体は、終身利用の対価であり合理的だとして、法10条に当たらないとした。ただ、条項に追加して、契約締結月分を初期償却の対象とする合意(契約締結月に消費者は入居できなかった)は法10条に反し無効であるとした。転居契約に関しては、虚偽説明ではないとして法4条には反しないとした。公序良俗違反や暴利行為に関しても、主張を認めなかった。
8	京都地裁平成26年8月19日判決	原告が、被告である冠婚葬祭業者が用いている解約金条項は法9条に違反していると主張した。	冠婚葬祭の役務の提供を請求する前に互助会契約を解除する場合における、被告に生ずる平均的損害の額は、集金費用1回60円に(月掛金支払回数-1)を乗じた額に入金状況通知費用4.46円×月賭金支払回数、及び完納通知費用101円(契約金を完済した場合のみ)を足した額となる。本件解約金条項は、この額を超える解約手数料を月掛金の返金額から差し引くことを内容とする部分について無効となるとした。
9	大阪簡裁平成26年10月24日判決	一律に1か月の賃料の4.3倍に相当する保証金全額を賃貸人である被告が取得するとした敷引特約が法10条により無効だとして、原告が被告に対し敷金の返還を請求した。	賃貸人が敷引として自然損耗料を受領することは民法を適用する場合に比べて消費者の義務を加重しており、法10条の前段の要件を満たすとした。また、本件では敷引額が高額であり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、法10条の後段の要件も満たすとし、敷引特約は法10条により無効とした。
10	金沢地裁平成27年3月3日判決	原告らが、冠婚葬祭互助会業者である被告が使用している解約手数料に関する条項は法9条1号に違反しており、解約手数料として解約金を差し引いて返金する旨の条項は無効だとして不当利得返還請求を行った。	被告の解約手数料について、法9条1号により平均的損害を超える部分について返金を認めた。なお、被告が平均的損害に含めていた会員募集に要する人件費や顧客対応センター運営費用などは、契約の締結とは関係ない一般的な支出であり、個々の契約に具体的な結びつきがないため、法9条1号に定められた平均的損害には当たらないとした。

(3) 消費者団体訴訟に係る判決

1	大阪高裁平成25年10月17日判決	<p>適格消費者団体が、不動産賃貸業等を営む被告に対し、①破産、後見開始、保佐開始等を理由とする解除権を賃借人に付与する条項(本件解除条項)、②契約終了後の明渡しの際の履行遅滞による損害として家賃2か月分に相当する賠償額を予定する条項、③滞納家賃を督促する手数料を賃借人が1回あたり3,150円を支払う旨の条項、④自然損耗を超える汚損の有無にかかわらず賃借物件の補修費用(面積に応じた一定額)を賃借人に負担させる条項などが、法9条各号または10条に該当するとして、同契約書による意思表示の差止等を求めた事案の控訴審。</p>	<p>原判決を一部変更し、本件解約条項のうち、賃借人が破産等の決定又は申立てを受けた場合に解除を認める部分についても、法第10条により無効であるとして差止請求を認めるという内容に変更し、原告のその他の部分についての控訴及び被告の附帯控訴を棄却した。</p>
2	大阪高裁平成26年2月21日判決	<p>適格消費者団体が、結婚式場等の企画、運営等を業とする被控訴人に対し、消費者が挙式披露宴実施契約を解約する際に解約の時期に応じて被控訴人に所定のキャンセル料を支払うことを定める契約条項(本件各キャンセル料条項)が、法9条1号に定める「平均的な損害」を超える違約金を定めるものであり、無効であるとして、本件各キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止等を求めた事案の控訴審。原判決は、本件各キャンセル料条項について、いずれも「平均的な損害」の額を超えないとして原審原告の請求を棄却した。</p>	<p>挙式披露宴施行予定日の91日以前の解約について、逸失利益は「平均的な損害」に含まれるとした。解約されずに挙式披露宴が実施されていれば、見積額よりも大きい金額となる挙式披露宴実施代金を取得し得る蓋然性が存すると認められ、解約に伴う逸失利益の算定に当たっては、平均実施金額(実際に挙式披露宴が実施された場合に被控訴人が得られる金額の平均額)を基礎とするのが相当であるとした。また、挙式披露宴施行予定日の4日前以降の解約については、被控訴人が支出を免れる費用があるとは認められないとした。そして、本件各キャンセル料条項に係る各解約時期におけるキャンセル料の額が、各解約時期において解約がされた場合に被控訴人に生じる「平均的な損害」を超えるとは認められないと判断した。</p>
3	大分地裁平成26年4月14日判決	<p>適格消費者団体である原告が、大学受験予備校(以下、予備校)を設置・運営している被告に対し、一定期間経過後に在学契約が解除された場合には消費者に学費や講習会費等を全額返還しないとする不返還条項(以下、不返還条項)のうち、解除後の期間(被告がまだ役務を提供していない期間)に対応する授業料相当額を返還しない旨の部分は、法9条1号に定める当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害を超える違約金を定めるものであり無効であるとして、不返還条項を内容とする意思表示等の差止を求めた。</p>	<p>本件不返還条項は、法9条1号に該当し、平均的な損害を超える部分が無効となるとし、本件不返還条項を内容とする意思表示の差止を認めた。被告が運営する予備校と在学契約を締結した一人の消費者が、在学生としての地位を取得した後にこれを解除した場合、当該予備校は、中途退学者を受け入れること、その他の事前の対策を講じることは十分に可能であり、少なくとも、不返還条項が定めるような当該消費者が納付した解除後の期間に対応する授業料の全額について、一般的、客観的に損害を被ることはないとした。被告は、最高裁平成18年11月27日第二小法廷判決が判断した大学の入学者の場合と同じく、予備校の入学者についても4月1日以降に在学契約を解除した場合には解除後の期間に対応する授業料相当額の損害を被る旨の主張をしたが、認められなかった。</p>
4	京都地裁平成26年8月7日判決	<p>適格消費者団体である原告が、婚礼及び披露宴に関する企画及び運営等を業とする被告に対し、被告が消費者との間で締結している挙式披露宴実施契約を消費者が解除する際に負担する金銭(以下、キャンセル料)に関する条項(以下、本件キャンセル料条項)が、法第9条1号所定の平均的な損害の額を超える損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるものであるから、平均的な損害を超える部分は無効であるとして、本件キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止め等を求めた。本件キャンセル料条項のうち、①申込金の全部又は一部を本件キャンセル料とする旨を定めた部分が法9条1号の規制対象となるか、②本件キャンセル料は、法9条1号所定の「平均的な損害の額」を超えるか、さらに②については(1)本件契約の解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害に、本件契約の解除による逸失利益(以下、本件逸失利益)が含まれるか、(2)本件キャンセル料が損益相殺後の本件逸失利益を超えるかが争点となった。</p>	<p>争点①について、本件キャンセル料条項はその全体が法9条1号の規制対象となるとした。争点②(1)については、法9条1号所定の「平均的な損害」には、逸失利益が含まれるというべきであり、本件平均的な損害には本件逸失利益が含まれるとした上で、開催日の90日以前であっても、少なくとも解除時見積額に見合うだけの本件契約の内容が具体化しているとみられるし、再販売によって代替的な利益を確保することができるとしても、損益相殺により損害が減少するにすぎず、逸失利益自体がそもそも発生しないと解することはできないとして、原告の主張を退けた。争点②(2)については、本件逸失利益は、本件契約が解除されなかった場合に得べかりし利益であるところ、その算定は、サービス料を含む解除時見積額に、被告における本件契約に係る粗利率を乗じることで行うのが合理的であるとした上で、逸失利益の額を算定した。その結果、本件キャンセル料は、開催日当日の解除の場合を除き、損益相殺後の本件逸失利益を下回っていることが認められるとした。また、開催日当日の解除の場合には、解除時見積額の全額を本件キャンセル料としても、本件平均的な損害の額を超えるとは認められないとした。したがって、本件キャンセル料条項は法9条1号により無効となる部分を含むものとはいえないと判断した。</p>

5	福岡地裁平成26年11月19日判決	適格消費者団体である原告が、冠婚葬祭の互助会を運営する被告に対し、被告が消費者との間で締結している冠婚葬祭互助会契約において、契約の解約時に払戻金から所定の手数料が差し引かれる旨の条項(以下、本件解約金条項)を使用していることに関して、法9条1号に定める「平均的な損害」の額を超える違約金を定めるものに当たり、また、法10条に定める信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものにも当たると主張して、解約金を差し引くことを内容とする意思表示の差止等を求めた。	冠婚葬祭の役務の提供を請求する前に互助会契約を解除する場合における、被告に生ずる平均的損害の額は、425円に当該会員の入会期間1年につき408円を加えた額となるとした上で、本件解約金条項は、この額を超える解約手数料を月掛金の返金額から差し引くことを内容とする部分について無効となると判断した。訪問販売に該当する契約について、本件においては、法9条1号の「平均的損害」の額と、特商法10条1項4号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用」の額とは結果的に一致することとなるから、訪問販売に該当する契約についても、本件解約金条項は、425円に当該消費者の入会期間1年につき408円を加えた額を超える金額の解約手数料を月掛金の返金額から差し引くことを内容とする部分について無効となるとした。消費者が被告に対し冠婚葬祭互助会の施行を請求する前の解除の場合に、425円に当該消費者の入会期間1年につき408円を加えた額を超える解約手数料を差し引いて当該消費者に対し返金する旨を内容とする限度での意思表示をすることの差止について認容した。
6	福岡地裁平成26年12月10日判決	適格消費者団体である原告が、有料老人ホームや高齢者専用住宅を運営する被告に対し、被告の運営する施設への入居契約での①入居一時金の2割を返還しない条項、②入居一時金の償却期限を15年とする条項が法10条により無効であるとして、①、②を含む意思表示の差止等を求めた。	当該条項は消費者の権利を制限するまたは義務を加重するものとはいえず、法第10条にあたらぬとし、差止請求を棄却した。
7	最高裁平成26年12月11日決定	適格消費者団体である控訴人が、通信事業者である被控訴人に対し、被控訴人の通信サービスに関する契約約款中の、契約期間中に料金種別を変更または廃止する場合に顧客が解除料を支払う旨の解約金条項が法9条1号または法10条に反し無効であるとして、解約金条項を含む契約約款を用いた意思表示をすることの差止を求めた事案。控訴審でも請求が認められず、控訴人が上告した。	上告不受理決定。控訴審判決が確定した。
8	最高裁平成27年1月20日決定	適格消費者団体である被控訴人が、冠婚葬祭互助会業者である控訴人が使用している解約手数料条項は法9条1号、法10条に違反するとして、法12条3項に基づき、解約金を差し引くことを内容とする意思表示等の差止を求めた。控訴審では法9条1項に関する請求の一部が認められたが、法10条に基づく請求は認められず、被控訴人が上告した。	上告不受理決定。差止請求を認容した控訴審判決が確定した。
9	大阪高裁平成27年1月29日判決	適格消費者団体である原告が、婚礼及び披露宴に関する企画及び運営等を業とする被告に対し、被告が消費者との間で締結している挙式披露宴実施契約の解除時に消費者が負担するキャンセル料に関する条項(以下、本件キャンセル料条項)が、法9条1号所定の平均的な損害の額を超える損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるものであるから、平均的な損害を超える部分は無効であるとして、本件キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止等を求めた。原審は請求を棄却したため、原告は主張を追加し控訴した。	追加された主張に関して判断した上で、本件キャンセル料条項には無効となる部分はないとし、控訴を棄却した。

10	最高裁平成27年2月13日決定	適格消費者団体が、結婚式場等の企画、運営等を業とする被控訴人に対し、消費者が被控訴人との間で締結した挙式披露宴実施契約を解除する際に、解除の時期に応じて被控訴人に所定のキャンセル料を支払うことを定める契約条項(本件各キャンセル料条項)が、法9条1号に定める「平均的な損害」を超える違約金を定めるものであり、無効であるとして、本件各キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止等を求めた事案の控訴審。一審、控訴審ともに本件各キャンセル料条項について、いずれも「平均的な損害」の額を超えないとして原告の主張を認めなかったため、原告が上告した。	上告不受理決定。差止請求を認めなかった控訴審判決が確定した。
11	最高裁平成27年3月3日決定	適格消費者団体である控訴人が、不動産賃貸業者である被控訴人に対し、被控訴人が消費者との間で建物賃貸借契約を締結または更新する際に使用している契約書には、更新料の支払いを定めた条項及び契約終了後に明渡しが遅滞した場合の損害賠償額の予定を定めた条項が含まれているところ、これらの条項が法9条1号及び法10条に反するとして、当該契約書を用いた意思表示の差止等を求めた。一部の差止は認められたものの、控訴人・被控訴人ともに上告した。	上告不受理決定。一部の差止を認めた控訴審判決が確定した。
12	福岡高裁平成27年7月28日判決	適格消費者団体である原告が、有料老人ホームや高齢者専用住宅を運営する被告に対し、被告の運営する施設への入居契約での①入居一時金の2割を返還しない条項、②入居一時金の償却期限を15年とする条項が法10条に該当して無効だとして、①、②を含む意思表示の差止等を求めた事例の控訴審。原審は、請求をいずれも棄却していた。	原審の判断に付加、訂正を加えた上で、法第10条にはあたらないとして請求を棄却した。
13	最高裁平成27年9月2日決定	適格消費者団体である原告が、婚礼及び披露宴に関する企画及び運営等を業とする被告に対し、挙式披露宴実施契約の解除時に消費者が負担するキャンセル料に関する条項(以下、本件キャンセル料条項)が、法9条1号所定の平均的な損害の額を超える損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるものであるから、当該超える部分は無効であるとして、本件キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止等を求めた。原審、控訴審での原告の主張はいずれも認められず、原告が上告した。	上告不受理決定。差止請求を棄却した第一審判決が確定した。

＜消費者契約法における不当行為の例＞

不当行為の種類		具体的に想定される 不当勧誘行為・不当契約条項の例	
不当な勧誘行為	誤認類型	(1) 不実告知 (4条1項1号)	「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売
		(2) 断定的判断の提供 (4条1項2号)	元本保証のない金融商品を「確実に値上りする」と説明して販売
		(3) 不利益事実の不告知 (4条2項)	眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知らず、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売
	困惑類型	(4) 不退去 (4条3項1号)	消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
		(5) 退去妨害 (4条3項2号)	事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
不当契約条項の使用	(1) 事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条)	いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項	
	(2) 消費者が支払う違約金等を予定する条項等(9条)	消費者が解約した場合、支払済みの代金を一切返金しないとする条項	
	(3) 消費者の利益を一方的に害する条項(10条)	賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課す条項	

※ 本資料は「消費生活相談の事例から見た消費者契約法の問題点と課題（中間整理）」（国民生活センター平成19年3月22日公表）より抜粋

＜参考URL＞

消費者の窓

（内閣府旧国民生活局で行っていた消費者政策の関係法令「消費者契約法」のページ）

<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/index.html>